

## 商品概要説明書

懸賞金付き定期貯金「わくわくみなみドリーム」

(令和8年2月27日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 懸賞金付き定期貯金「わくわくみなみドリーム」
2. ご利用いただける方	・当組合の正組合員の方および同居のご家族、准組合員の方 ※ご新規の方も対象
3. 期 間	・1年(自動継続扱い 元金継続扱い)
4. 取扱期間	・令和7年11月4日(火)～令和8年3月31日(火) 取扱期間中であっても募集総額50億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	・一括預入・証書式 ・50万円以上 懸賞金については一口(50万円以上)に番号が付番されます。 ※新たなご資金でのお預入に限らせていただきます。 現金(小切手)・お振込により令和7年11月4日(火)以降、新たに当JAへご入金された資金を対象とします。当JAとすでにお取引いただいているご資金(定期貯金の満期または中途解約資金や普通貯金等)による本商品へのお振替えはできません。(一旦、当JAから出金された資金、当JA支店間で移動された資金もお取扱いできません) ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利  (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金  (5) 金利情報の入手方法	・店頭表示金利 ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、店舗窓口までお問い合わせください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 (懸賞金にはマル優の適用はありません)
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話:042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。

名 称	電話番号	受付日	受付時間
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
  - ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
- なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。

### 13. その他参考となる事項

- ・利用分量配当の対象となります。
  - ・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。
  - ・以下の取扱要領により懸賞を実施いたします。
- (1) 懸賞金抽選権
    - 預入金額 50 万円につき 1 本の懸賞金抽選権（抽選番号）を付けます。懸賞金抽選権（抽選番号）は 10000 番から 19999 番までの 10,000 本とします。
    - お申込み順に抽選番号が自動採番されますので、番号の指定はできません。
    - 懸賞金抽選権での懸賞金は、最大で 10 万円（税引前）です。
    - 各賞の当選番号と重複当選した場合は、上位の賞のみの当選といたします。
    - 満期後は自動継続ですが、新たな抽選権（抽選番号）は付きません。
  - (2) 懸賞金の抽選日・抽選場所
    - 令和 8 年 12 月 25 日（金）に当 J A本店で抽選を行います。
  - (3) 当選番号の発表・振込
    - 当選番号は令和 9 年 1 月 13 日（水）以降、店頭・HP に掲示し、懸賞金当選者へハガキで通知いたします。
    - 懸賞金は利息受取口座へ令和 9 年 2 月 1 日（月）に振込いたします。
    - 20.315%（国税 15.315% 地方税 5%）の源泉分離課税が適用されます。
  - (4) 期限前解約
    - この定期貯金は、原則期限前解約はできません。
    - やむを得ず解約する場合は、当 J A所定の期限前解約利率を適用します。
  - (5) 抽選日以前の解約について
    - 懸賞金抽選権は原則失効します。
  - (6) 抽選日以降の解約について
    - 当選し、令和 9 年 2 月 1 日（月）以前に解約した場合は、当選の権利は原則失効します。
  - (7) 懸賞金・当選本数
    - 1 等 20 本 懸賞金 10 万円（連番 10 本で最高 100 万円）
    - ※抽選で決まった 1 つの当選番号から昇順に、10 本連続した番号が 10 万円の当選となるものです。10 本連続で当選された場合、1 本×10 本で最高 100 万円が当たります。
    - ※抽選番号 19999 の昇順の続きは 10000 からとなります。
    - 2 等 20 本 懸賞金 5 万円
    - 3 等 50 本 懸賞金 1 万円
    - ※抽選番号が重複してしまった場合、再抽選を行う場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。